

（案）

平成 29 年 6 月 日

国立大学法人評価委員会決定

第 3 期中期目標期間における研究費の不正使用・不正受給  
に対する評価の取扱いについて

国立大学法人等における研究費の管理・使用等の取扱いについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正、文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の改正や、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」（平成 29 年 3 月 24 日付け事務連絡。以下「事務連絡」という。）の発出等により、不正抑止のため各法人に組織として対応を求める取組の具体化・明確化が進められている。

このような状況を踏まえ、第 3 期中期目標期間中に国立大学法人等において研究費の不正使用・不正受給に関する事案が確認された場合における国立大学法人評価での取扱いは、下記のとおりとする。

なお、本取扱いの決定に伴い、「研究費の不適切な経理事例に対する評価の取扱いについて」（平成 24 年 11 月 7 日国立大学法人評価委員会決定）は廃止する。

記

1. 事案が確認された法人において、ガイドライン及び事務連絡が求める取組が適切に実施されている場合は、不正抑止のために組織として行うべき対応はなされっていると判断されることから、課題事項として指摘せず、評価への反映も行わないこととする。
2. 過年度における事案が発覚した場合は 1 に準ずるとともに、評価対象年度におけるガイドライン及び事務連絡が求める取組の実施状況を確認する。